

一般財団法人 中東協力センター 2024年2月7日

I. 件名

一般財団法人中東協力センターのデジタル・プラットフォーム(JAPAN TECH & QUALITY DIGITAL PLATFORM)の運用・保守業務

II. 目的

一般財団法人 中東協力センターのデジタル・プラットフォーム(以下、「JCCME DP」という。)は、中東・北アフリカ諸国の政府関係機関・公社等と日本企業間でのコミュニケーション円滑化を図る機能を有するマッチングサイトである。中東・北アフリカ諸国のインフラ、石油、医療・ヘルスケア、教育、農業、DXなどの分野に関連する政府関係機関・公社等に対し、デジタル・プラットフォーム上でテーマ(分野)毎に閲覧対象機関や配信期間を限定し、以下を提供し、日系企業と中東・北アフリカ諸国の政府機関とのコミュニケーションの円滑化や投資・ビジネス促進を図る。

- 日本の優れた技術のプレゼンテーション動画による紹介
- 個別の照会に対応する面談受付・仲介

III. 業務対象範囲

1. 業務対象範囲

- 中東ユーザー用プロモーションサイト: https://visitor-dp.jccme.or.jp/information
- 中東ユーザー用本サイト: https://visitor-dp.jccme.or.jp/
- 日系企業ユーザー用プロモーションサイト: https://exhibitor-dp.jccme.or.jp/information
- 日系企業ユーザー用本サイト: https://exhibitor-dp.jccme.or.jp/
- 管理者用サイト: https://admin-dp.jccme.or.jp/

2. システム構成

システム構成は、最終ページの「JCCME DP概要図」を参照のこと。

IV. 履行期間等

1. 準備期限 2024年3月5日(火)

2. 運用・保守業務期間

2024年4月1日(月)から2025年3月31日(月)まで

V. 業務概要

業務内容は以下のとおり。

表 1 業務内容一覧

| 項番 | | 業務内容 | | | |
|-------------------------|-----|-------------------|--|--|--|
| 1 | | 「準備期間業務実施計画書」の作成 | | | |
| 2 | | JCCME DP の運用・保守業務 | | | |
| (1) 「年間運用・保守業務実施計画書」の作成 | | | | | |
| | (2) | サポート窓口の設置および運営 | | | |
| | (3) | インシデント管理 | | | |
| | (4) | 打合せ等の開催 | | | |
| | (5) | サーバの調達 | | | |

| | (6) | サーバ暗号化のための証明書の調達 |
|---|------|----------------------|
| | (7) | 動画配信におけるDRMの導入 |
| | (8) | アクセス解析ツールの導入 |
| | (9) | JCCME DPの改修等 |
| | (10) | サーバ バージョンアップへの対応 |
| | (11) | 情報更新の対応 |
| | (12) | 不要リンクおよびコンテンツの調査・報告 |
| | (13) | アーカイブ取得作業の実施 |
| | (14) | マニュアルの修正等 |
| | (15) | データの移行・サイト閉鎖の対応 |
| 3 | | 報告書の提出 |
| | (1) | 「月次報告書」 |
| (2) 「バージョンアップ作業報告書」 (3) 「不要リンクおよびコンテンツ調査報告書」 | | 「バージョンアップ作業報告書」 |
| | | 「不要リンクおよびコンテンツ調査報告書」 |
| | (4) | 「準備期間実施内容報告書」 |
| | (5) | 「年度末中間運用・保守報告書」 |
| | (6) | 「完了報告書」 |
| | | |

VI. 業務の詳細

受託者が実施する業務は以下のとおり。

1. 「準備期間業務実施計画書」の作成

IV.1. の準備期限までの期間(以下「準備期間」という。)において、準備に必要な体制、スケジュール、実施内容等を取りまとめた「準備期間業務実施計画書」を作成・提出すること。計画書には、現行システムからのデータ移行および導入工程(データ移行の手法、作業内容・スケジュールの明示を含む)を記載のこと。

2. JCCME DP の運用・保守業務

JCCME DP の運用・保守業務として、以下に示す内容を実施すること。

(1) 「年間運用・保守業務実施計画書」の作成

JCCME DP の運用・保守が円滑に行えるよう以下に示す内容等を取りまとめた「年間運用・保守業務実施計画書」を作成し、委託者の了承を得ること。

① 実施体制

運用・保守業務に関する実施体制を示すこと。実施体制は役割を明確にし、緊急時の体制図等も示すこと。また、業務に係る全てを監督する者として、運用・保守責任者 1 名を配置し、②に示すサポート窓口についての体制も含めること。なお、実施体制を変更する場合は、委託者に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

② サポート窓口

下記 (2) で設置するサポート窓口となる連絡先一覧を作成すること。連絡先には、担当者者氏名、メールアドレスおよび電話番号を含むこと。

③ 障害発生時対応

システム障害発生時には、(2) ②の対応日時に関わらず、対応が可能な連絡体制を含むこと。

④ 年間運用・保守スケジュール 年間を通した運用・保守のスケジュールを含むこと。

(2) サポート窓口の設置および運営

2024 年 4 月 1 日以降、JCCME DP の運用・保守業務について、委託者からの問い合わせ等に適切に対応するためのサポート窓口を設置すること。サポート窓口の運営内容は以下のとおり。

- ・ サポート窓口では、委託者からの問い合わせ(操作説明に関するものを含む)および作業指示等 への対応を行うこと。なお、問い合わせ等は原則、委託者のJCCME DP 担当からのみ行う。
- ・ サポート窓口の運営を行う日時(以下「対応日時」という。)は、委託者の営業日の 9 時 00 分から 17時 00分までとする。問い合わせ等への対応方法は、電話およびメールとすること。
- 電話による問い合わせ等は、原則、受け付けた当日に対応すること。当日の対応が困難な場合は、委託者の了承を得たうえで対応すること。
- メールによる問い合わせ等は、24 時間受け付けることとし、②に示す対応時間中に受け付けた ものは当日に、対応時間外に受け付けたものは委託者の翌営業日に対応すること。当日または 翌営業日の対応が困難な場合は、事前に委託者の了承を得たうえで対応すること。
- (1) ②で作成した連絡先一覧は、変更が発生した場合は速やかに更新し、委託者に提供すること。
- ・ サポート窓口で対応した内容は「月次報告書」として取りまとめたうえで、各年度末に当該年度 に実施した対応内容をまとめて報告すること。

(3) インシデント管理

- 受託者は障害発生および委託者からのトラブル連絡等のインシデントについて、インシデント管理表を作成し、対応の遅れが生じないよう進捗状況を管理すること。インシデントは、種類や区分の定義づけを行い、定義は「年間運用・保守業務実施計画書」に明記すること。
- ・ サーバのメンテナンス等が発生する際は、受託者は事前にサーバ運営会社から情報を入手し、 委託者へ提供すること。メンテナンス終了後の不具合等は、障害発生としてカウントすること。
- 障害発生時は、発生した障害の内容、影響範囲等を速やかに委託者に連絡することまた、障害 発生個所の特定に努め、復旧作業が必要な場合は、委託者に復旧作業内容、作業時間等を提 示し、委託者と作業日時等を調整のうえ実施すること。外部利用者から JCCME DP が閲覧でき ない等影響範囲の大きな障害の場合は、障害発生時刻から 4 時間以内に復旧することとし、さら に時間を要する場合は事前に委託者の了承を得ること。
- サーバメンテナンスや障害対応等により、公開を一時的に停止する場合に備え、「メンテナンス中」である旨のアナウンスページを事前に準備し、対応・復旧完了までJCCME DP サイト上に表示すること。
- システムのリカバリに必要なデータのバックアップを各データの特性に応じて実施すること。 JCCME DP サイトコンテンツファイル等関連データは、日次でバックアップを取得すること。各バックアップデータ、ジャーナル等により、障害直前のデータを復元できること。
- システムログおよびアプリケーションログを取得し、取得したログの漏洩、改ざん、消去、破壊等

を防止できる機能を設けること。また、JCCME DP サイトへの負担を考慮したうえで、アクセスログを取得し、委託者が要請した場合、直ちにアクセスログの提示が可能であること。

- ・ セキュリティ・インシデントが発生した場合は、速やかに委託者へ連絡すること。発生したセキュリティ・インシデントの内容、影響範囲等から、委託者が取るべき対応の提案を行うこと。また、追跡調査や立ち入り検査等により原因を調査・排除できる仕組みや体制を整備すること。復旧策について提示し、委託者の了承を得たうえで復旧すること。
- 使用するアプリケーション、OS、プログラム等において「既知のセキュリティホール」やバグ等については、全て対策を講じること。「既知のセキュリティホール」とは、JPCERT コーディネーションセンター (https://jvn.jp/)に脆弱性として指摘、報告、公開されているものを指す。
- ・ 導入プログラムについては脆弱性(XXS、SQLインジェクション攻撃)対策を適切に講じること。
- サイト管理用コントロールパネルにはIPアドレス制限を掛けること
- インシデントは、対応完了した月の「月次報告書」で対応結果を報告すること。

(4) 打合せ等の開催

- 月に1回以上、運用・保守管理状況についての報告を行う打合せを開催すること。
- 打合せでは、受託者は業務内容、インシデント管理状況等について書面を作成し、委託者に 報告すること。
- 運用上必要な打合せ等がある場合には、受託者は委託者に提案し、了承を得たうえで打合せ等を開催すること。
- 受託者は打合せ等開催後 7 営業日以内に「議事録」を作成し、委託者に提出したうえで了承を得ること。

(5) サーバの調達

- Amazon Web Service Inc.(アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社を含む)が提供している Amazon EC2(クラウド型)を専用サーバとして調達すること。
- サーバにはファイヤーウォール、UTM 等を設置し、悪意ある外部ネットワークからの攻撃を遮断 すること。
- サーバ内へのコンピュータ・ウイルスの侵入・感染防止のため、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル等を常に最新のものにするなど十分な対策を施すこと。
- ・ サーバのログは、過去6か月分保存すること(Web関連のアクセスログ・エラーログ、データベース関連のアクセスログ・エラーログ、OS関連のログイン履歴・エラー履歴セキュアログ、メッセージログ)。

(6) サーバ暗号化のための証明書の調達

- JCCME DP はサイト内全画面をSSL通信とし、通信プロトコルは、TLS1.3 を使用すること。また、TLS のバージョンがアップした場合には、最新に対応すること。
- 使用する SSL / TLS 化に必要な SSL サーバ証明書(EV 証明書)を調達すること。なお、現在 導入している SSL サーバ証明書(EV 証明書)は、Amazon Web Service Inc. (アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社を含む)の「SSL / TLS 証明書」であり、同一のサーバ証明書を導入 すること。

サーバ証明書は、履行に必要な有効期間のライセンスを調達すること。

(7) 動画配信における DRM の導入

- 掲載する動画には、コンテンツの暗号化・キャプチャ防止等、DRM を導入すること。
- 登録された動画の配信は、JCCME DP 管理者による公開・非公開の日時設定ができるようにすること。
- 動画のダウンロード保存機能は絶対不可とすること。
- 上記以外にも動画のダウンロード、コピー作成防止等、掲載動画が不正に使用されることの無いよう、動画の不正利用を可能な限りなくす方法を提案すること。

(8) アクセス解析ツールの導入

- サイト内全画面に Google Inc. が提供するアクセス解析ツール「Google Analytics」を導入すること。
- 導入にあたり、必要な設定等は委託者と協議のうえ実施すること。
- 対象月のGoogle Analytics 解析レポートを月次報告書に含めるとともに、対象月の解析データは6か月間保管すること。

(9) JCCME DP サイトの改修等

委託者の指示により、JCCME DP サイトの新規作成、改修等を行うこと。作業を行う際は、委託者と協議のうえ実施すること。

(10) サーバ バージョンアップへの対応

- Amazon EC2(クラウド型) に係るバージョンアップが Amazon Web Service Inc. (アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社を含む)から公開された場合は、内容を確認し、影響範囲の調査等を実施したうえで、委託者にバージョンアップの可否を提案すること。
- バージョンアップを実施する場合は、OS、ミドルウェア等の製品名とそれらのバージョンの情報について、委託者に提供すること。
- バージョンアップを実施する際は、作業計画書を作成し、委託者の了承を得たうえで実施すること。
- バージョンアップによる新機能を利用するに当たり、委託者の運用等に合致させるための改修等が必要な場合は、内容について委託者へ説明し、了承を得たうえで改修作業を行うこと。
- バージョンアップに係る全ての作業を対象として、「バージョンアップ作業報告書」を作成し、委託者に提出すること。

(11)情報更新の対応

- 年度の更新時等に、委託者の事業一覧の作成等必要な更新作業を行うこと。なお、更新作業を 行うに当たっては、委託者の了承を得たうえで実施すること。
- ・ 運用・保守期間中のアクセシビリティ適合等の検査の結果、修正が必要なページに対しては、修正作業を行うこと。修正作業を行うに当たっては、委託者の了承を得たうえで実施すること。

(12) 不要リンクおよびコンテンツの調査・報告

JCCME DP 内のリンク切れ、浮遊ファイル、浮遊ページ、調査時点で3年以前に作成されたデータの有無等について、6ヶ月ごとに調査を行い、6ヶ月の翌月末までにページ名やURL等を一覧形式にまとめ、「不要リンクおよびコンテンツ調査報告書」として委託者に提出すること。また、

委託者と協議のうえ、必要な措置を講じること。

(13) アーカイブ取得作業の実施

• JCCME DP 内のコンテンツについて、年に 1 回、委託者の指示に従い、特定の年度以前に作成されたコンテンツを対象にアーカイブ化を行うこと。アーカイブ化したコンテンツは HTML ファイル形式で保存し、委託者の環境で中身を読み出すことが可能な電子媒体で納入すること。

(14) マニュアルの修正等

- 運用・保守業務を実施するうえで、委託者の指示等により実施内容が変更した場合は、運用・保守マニュアルを修正すること。
- (9) JCCME DP サイトの改修等を実施した場合は、改修等の内容を委託者が使用する操作マニュアルに反映すること。
- 機能等の追加により既存のマニュアルの修正のみでの対応が難しい場合は、新規マニュアルを 作成すること。修正または新規作成したマニュアルは、委託者に提出し、了承を得ること。

(15) データの移行・サイトの一時的な閉鎖への対応

• 委託者と協議のうえ、JCCME DP に掲載しているコンテンツ等の新設サーバへのデータ移行や データ移行中のJCCME DP の一時的な閉鎖等に必要な作業について実施すること。データ移行 作業に際し、スケジュール作成等の工程を管理する工夫を行い、JCCME DP サイトの再開に影響を与えないこと。

3. 報告書の提出

受託者は、以下の報告書を作成し、委託者に提出すること。

(1) 「月次報告書」

運用・保守業務期間中の VI.2. (2)、(3)、(4) および (8) の実施内容を取りまとめた「月次報告書」を作成し、対象月の翌月 7 営業日までに提出すること。但し、2025 年 3 月分は業務委託契約書に定められた委託業務期間の最終日までに提出すること。

(2)「バージョンアップ作業報告書」

VI.2. (10) の実施内容を取りまとめた「バージョンアップ作業報告書」を作成し、作業実施月の翌月末までに提出すること。

(3) 「不要リンクおよびコンテンツ調査報告書」

(4)「準備期間実施内容報告書」

準備期間中の実施内容を取りまとめた「準備期間実施内容報告書」を作成し、2024 年 10 月 31 日 (金)までに提出すること。なお、当該報告書を 2024 年度年度末中間報告書として位置付ける。

(5) 「年度末中間運用・保守報告書」

2024 年度の運用・保守業務について、年度の実施内容をまとめた「年度末中間運用・保守報告書」 を作成し、2024 年 10 月 31 日に委託者に提出すること。

(6) 「完了報告書」

2024 年度の運用・保守業務の実施内容および本業務の全体の実施内容をまとめた「完了報告書」を

作成し、業務委託期間の最終日までに委託者に提出すること。

4. その他付帯業務

1. から 3. に付帯する業務を行うこと。

VII. 納入物等

 納入物・納入期限等 納入物、納入期限等は以下のとおり。
表 2 納入物・納入期限等一覧

| | X = 417 (12 417 (77))X (1 % | | | | | | | | |
|--------|-----------------------------|------------|--|-------------------|--|--|--|--|--|
| 項 番 | 納入物名 | 記載場所 | 納入期限 | 納入数 | | | | | |
| 1 | 準備期間業務実施計画書 | VI.1. | 2024年3月5日(火) | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 2 | 年間運用·保守業務実施 計画書 | VI.2. (1) | 2024年3月5日(火) | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 3 | 議事録 | VI.2. (4) | 会議開催後 7営業日以内 | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 4 | アーカイブ | VI.2. (13) | 2025年3月19日(水) | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 5 | マニュアル | VI.2. (14) | 修正または新規作成実施月の 翌月末 | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 6 | 月次報告書 | VI.3. (1) | 対象月の翌月7営業日以内 但し、2025年3月分は 業務委託期間の最終日 | 電子媒体∶1 部 | | | | | |
| 7 | バージョンアップ作業報告書 | VI.3. (2) | 作業実施月の翌月末 | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 8 | 不 要リンクおよびコンテン ツ調査報告書 | VI.3. (3) | 2024年4月分~9月分は、 2024年10月31日(木)、 2024年10月分~2025年3月分は 業務委託期間の最終日 | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 9 | 準備期間実施内容報告書 | VI.3. (4) | 2024年10月31日(木) | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 10 | 年度末中間運用·保守 報告書 | VI.3. (5) | 2024年10月31日(木) | 電子媒体:1部 | | | | | |
| 11 | 完了報告書 | VI.3. (6) | 業務委託期間の最終日 | 紙媒体:1部 電子媒体:1部 | | | | | |

2. 納入書類の提出方法と条件

(1) 紙媒体

「表 2 納入物・納入期限等一覧」において紙媒体の指定がある物は、A4 判または A3 判(A3 判を用いる場合は折り込み、A4 判に収まる形態とすること。)とすること。

(2) 雷子媒体

「表 2 納入物・納入期限等一覧」において電子媒体の指定がある物は、パスワード付きの圧縮ファイル(Zip 等)または通信暗号化を含むセキュリティが担保されたオンラインストレージ(ファイル共有)サービスによるデータ送信方式にて委託者が指定するメールアドレスに納入するものとし、データは html ファイルを除き、PDF、Microsoft Word, Excel, PowerPoint で扱える形式とすること。html ファイルは、オフラインで利用可能な形で納入すること。設計書等特殊な形式で納入する必要がある場合は、事前に委託者に相談し、指示に従うこと。納入する 電子媒体 は、PC で読み込めること。

(3) その他

全ての納入物は日本語で記述すること。但し、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。また、専門用語には説明を付すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義を行うこと。

VIII. 情報管理体制

1. 受託者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、委託者との間で秘密保持契約を締結するとともに、次の履行体制を確保し、委託者に対し「情報取扱者名簿」(氏名、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの)および「情報管理体制図」(情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面)を契約前に提出し、委託者の同意を得ること。また、情報取扱者の個人住所、生年月日、パスポート番号を委託者から求められた場合は、速やかに提出すること。なお、情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲で設定すること。

【確保すべき履行体制】

契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等を行った一切の情報が、委託者が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達または漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- 2. 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示または漏えいしてはならない。但 し、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
- 3. 1.の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面または情報取扱者名簿に変更がある場合は、 予め委託者へ届出を行い、同意を得ること。
- 4. 受託者は、本業務で知り得た一切の情報および委託者から提供、指示または預託された情報を取り扱う に当たっては、善良なる管理者の注意をもって漏えい等防止の取り組みを行い、適切な情報管理を行う こと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

IX. その他留意事項

- 1. JCCME DP サイトは、Microsoft Edge、Google Chrome および Safari の各ウェブブラウザ(最新かつ 安定したバージョン)で動作させること。
- 2. サイトの全ページについて、セキュリティ対策に万全を期すこと。また、以下の情報セキュリティを遵守

すること。今後、契約期間中に当該文書が改定された場合にはそれに従うこととする。

- (1) 独立行政法人情報処理推進機構「『高度標的型攻撃』対策に向けたシステム設計ガイド」
- (2) 独立行政法人情報処理推進機構「『新しいタイプの攻撃』の対策に向け設計・運用ガイド」
- (3) 独立行政法人情報処理推進機構の「安全なウェブサイトの作り方(最新版)」および委託者の情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (4) 「安全なウェブサイトの作り方(最新版)」の「セキュリティ実装チェックリスト」を提出すること。
- (5) 可用性を維持するための対策(DoS 攻撃対策等)を導入すること。
- (6) 完全性を維持するための対策(改ざん検知等)を導入すること。
- (7) 委託者の要求に応じて、セキュリティ対策の実施状況を報告すること。
- (8) 全てのデータの保存を、国内のデータセンターまたは明示された範囲のセキュリティが担保される信頼度や安定性の高い国内のプライベートまたはパブリックのサーバホスティングシステムで行うこと。
- 3. 本業務を実施するに当たり、Amazon Web Service Inc. (アマゾン ウェブ サービス ジャパン合同会社 を含む)等、既に委託者のシステムに実装された他の機能および関連システムの正常動作と整合性に ついても保証すること。
- 4. 本業務の遂行で生じた全ての著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。)および所有権は委託者に帰属するものとし、受託者は著作物について著作者人格権を行使しないこと。
- 5. ページデザインに必要な画像等の素材は、委託者が提供する画像等を除き全て受託者が用意すること。
- 6. JCCME DP のコンテンツのうち、受託者が直接作成していないコンテンツについても、可能な限りアド バイスを行うこと。
- 7. JCCME DP の運用・保守にあたっては、JCCME DP 構築時の各種資料(要求仕様書、主要機能要件 一覧、システム定義書等)を可能な限り参考とし、円滑かつ支障をきたさない運用・保守業務を実施す ること。
- 8. 各種作成費、サーバ関連費用、システム利用料、ライセンス料、人件費等、本業務に係る諸経費全てを受託者が負担すること。
- 9. 本仕様に記載のない事項または仕様について生じた疑義については、委託者と受託者で協議のうえ解決すること。
- 10. 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託業者を委託者に提示し承認を得ること。
- 11. 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託業者に問題が生じた場合は、受託業者の責任において解決すること。
- 12. 本業務の運用・保守業務に係るアプリケーション、データ、サーバ等関連する全てにおいて、1年以内に瑕疵が発見されたときは、受託者の費用により修復等の措置を講ずること。
- 13. 本業務により作成・編集された業務の成果物の所有権、著作権およびその他の権利は、委託者に帰属するものとする。但し、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物 (当該著作物を改変(コンバージョンを含む)したものを含む)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- 14. 業務の成果品等に受託者が従前から保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報

を含む)が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、委託者は業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

15. 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

以上

「JCCME DP システム概要図」

